

## 漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

### 1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	東京都	漁 港 名	岡田漁港	漁港種別	第1種
都道府県名	東京都	市町村名	大島町		
<p>漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針</p> <p>岡田漁港は、大島の北部地域における沿岸漁業の中核を担う漁港として利用されており、テングサ、イセエビ、トコブシ等の漁業が行われている。また、漁港の近くには、大島の玄関口である岡田港があり、賑わいも見せている。</p> <p>大島町を訪れた観光客に、当該漁港及び大島町内で水揚げされた水産物を漁港内において飲食する機会の提供や水産物等の販売を通じて、島内水産物の認知度向上及び消費拡大を図ることを目的とする。</p> <p>また、漁港区域内での釣り利用や釣り堀での遊漁体験等海洋レジャーの機会を提供することにより、岡田漁港の来訪者・交流人口の増加を図ることを目的とする。</p> <p>これらの漁港施設等活用事業での取り組みを通じて、港周辺の賑わい創出、水産業・関連産業の活性化や大島町内での雇用機会の創出を図る。</p> <p>漁港施設等活用事業の実施者は原則公募によるものとし、占用と貸付においてそれぞれ公募を行うものとする。詳細については、漁港管理者が別途定める。</p> <p>活用を図る漁港施設は、認定計画実施者に対し、事業の試行運用期間については当該目的に沿った用途での占用を許可し、事業の本格運用期間については貸付を行う。また、水域についても当該目的に沿った用途での占用を許可することとし、事業の終了後、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を保全する。</p>					



出典：国土数値情報(行政区域データ) (国土交通省) をもとに東京都作成



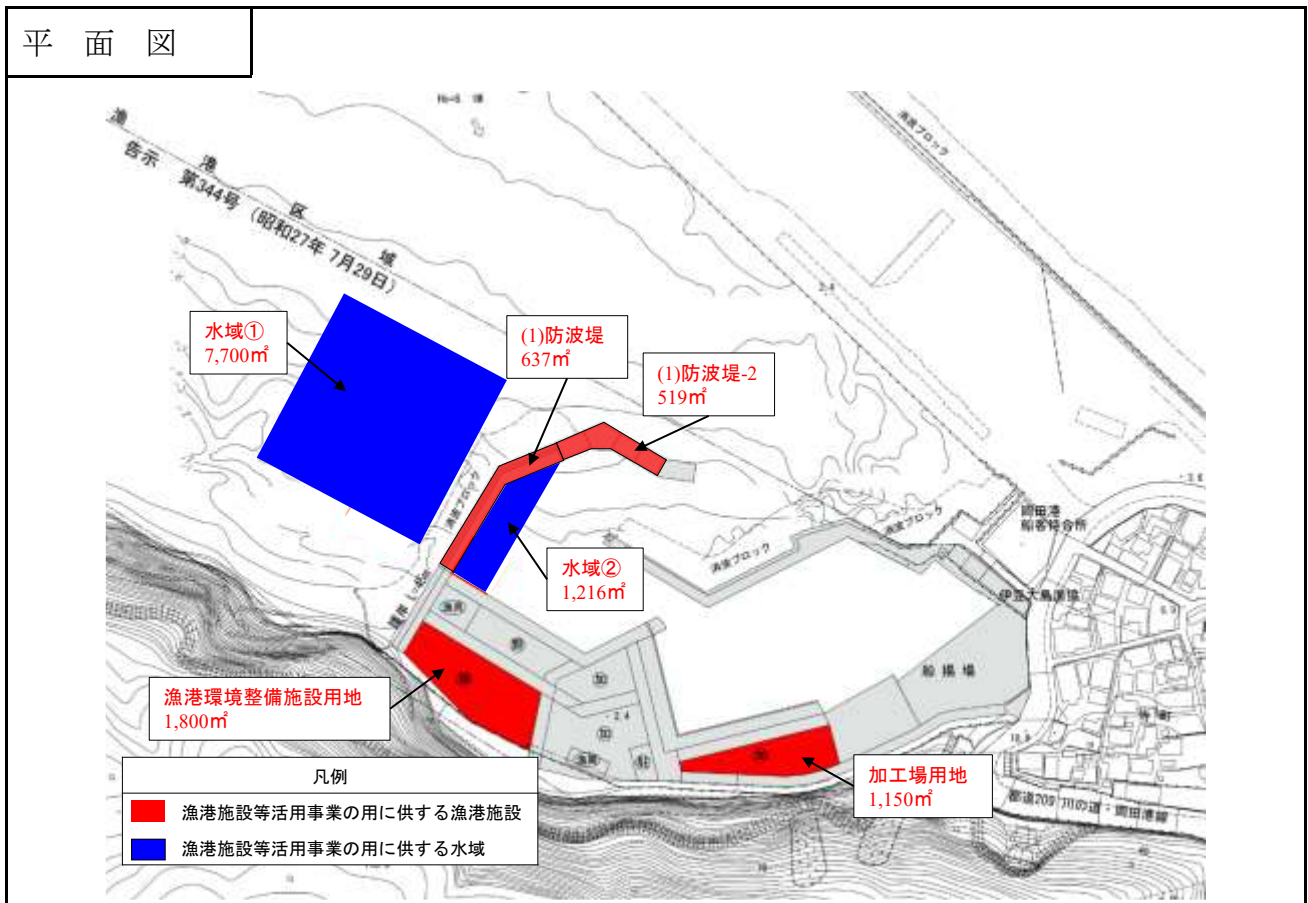
出典：地理院地図 Vector (国土交通省国土地理院) をもとに東京都作成

図 岡田漁港の位置

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

<p>実 施 期 間</p>	<p>令和8年～令和37年（30年間）                  ※令和8年～令和10年：占用（試行運用期間）                  ※令和11年～令和37年：貸付（本格運用期間）</p>
<p>求められる事業内容</p>	<p><b>水産物の消費の増進に関する事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田漁港及び島内で水揚げされる水産物を中心に取扱い、飲食提供施設（食堂・BBQ等）、水産物等の販売施設を設置・運営する事業。</li> </ul> <p><b>交流の促進に関する事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水域を利用した海上釣り堀を設置・運営する事業。</li> <li>・岡田漁港及び島内で水揚げを行う漁業者が漁獲した魚類等を用いて、漁港区域内での釣り・遊漁体験を行う機会を提供する事業。</li> <li>・岡田漁港を来訪する観光客等を対象に器具の貸出等を行うことで、漁港内防波堤（釣り可能エリアに設定）における釣り・遊漁利用を促進する事業。</li> </ul> <p><b>附帯事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事業に伴う案内看板・駐車場などの施設整備・運営。</li> </ul> <p>※上記のとおり定める事業内容の中で、事業内容や規模等を段階的に拡大することも可能とする。</p>

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地



4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

当漁港では、4月から10月の期間に、漁港内でテングサの天日加工が行われる。漁港施設等活用事業では、テングサの天日加工等の漁業利用が行われていない用地を活用するものとする。

また、漁業動線を下図のとおり想定しており、漁港施設等活用事業を行う際には漁業活動に支障を及ぼさないようにするものとする。

【海業動線と漁業動線のイメージ】



【漁港利用のイメージ】



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

- ・ 事業の実施に必要な飲食を提供する施設の設置、釣り・遊漁体験を行う機会を提供する施設の設置の際、来訪者を受け入れる駐車場スペースを十分確保するなどの対策を行い、一般来訪者が漁業利用エリアに駐車する等の各漁港施設の機能を損なわないよう配慮しなければならない。
- ・ 漁港施設内での漁業活動（テングサ加工など）を阻害しないよう漁港来訪者に対する注意喚起を行う等、配慮しなければならない。

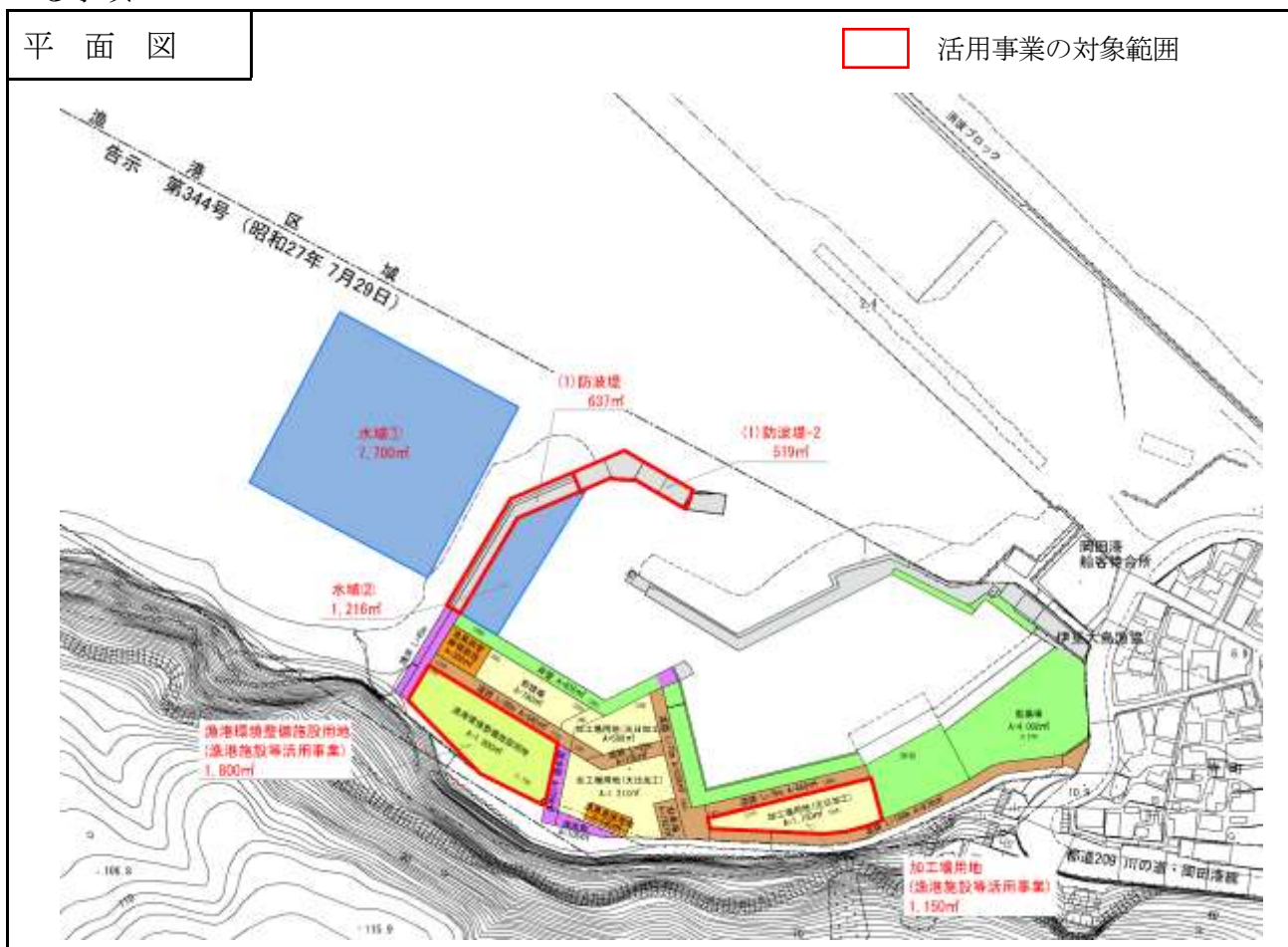
③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

- ・ 水域利用においては、当該水域に設定されている漁業権（第1種及び第2種共同漁業権）を侵害しないよう、共同漁業権者と十分に調整するとともに来訪者に対して必ず注意喚起を行わなければならない。
- ・ 水域利用については、水質に変化が生じるなどして漁業活動に影響が生じることがないよう十分に配慮しなければならない。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物の消費の増進に関する事業及び交流の促進に関する事業を開始する前に、来訪者の安全対策について漁港管理者と協議し、同意を得なければならない。</li> <li>・防災関係機関（大島町防災対策室、警察関係、岡田港・岡田漁港管理者等）と協議の上、あらかじめ緊急時（地震・津波・風水害など）における対応マニュアルを策定し、緊急時における来訪者の避難措置等の安全確保を徹底しなければならない。さらに、避難経路や集合場所を現地にわかりやすく掲示し、来訪者が速やかに避難できるよう促さなければならない。</li> <li>・利用者の水面への転落などによる事故防止対策や、利用者と漁港関係車両との衝突防止のための誘導措置等を講じるものとする。転落などによる事故防止対策等、既存の利用に支障が生じる恐れがある点については、事前に地元の漁業関係者と調整しなければならない。</li> </ul>
② 環境との調和に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する建物・工作物等について、周囲の景観との調和が著しく困難な色調・デザインは避けるものとする。</li> <li>・また、漁港施設等活用事業の実施に際して、周辺住民の生活に支障を及ぼす程の騒音を発生させないよう努めなければならない。</li> </ul>
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。</li> <li>・また、排水や廃棄物については適正に処理しなければならない。</li> </ul>
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。</li> </ul>

6 漁港施設の占有・貸付又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占有に関する事項



(占有・貸付をしようとする漁港施設の詳細と期間)

施設名		漁港施設の種類	施設所有者	数 量	占有・貸付期間
漁港施設	(1)防波堤	(1)防波堤	東京都	637 m <sup>2</sup>	<占有> (試行運用期間) 令和8年～令和10年  <貸付> (本格運用期間) 令和11年～令和37年  (合計 最大30年間)
	(1)防波堤-2	(1)防波堤-2	東京都	519 m <sup>2</sup>	
漁港施設用地	加工場用地	加工場用地	東京都	1,150 m <sup>2</sup>	(合計 最大30年間)
	漁港環境整備施設用地	漁港環境整備施設用地	東京都	1,800 m <sup>2</sup> **	

※ うち、公共空地上に造成された用地：1474.5 m<sup>2</sup>

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (㎡)	占有の期間
水域①	7,700 ㎡	※占有 (試行運用期間) 令和 8 年～令和 10 年 ※占有 (本格運用期間) 令和 11 年～令和 37 年 (合計 最大 30 年間)
水域②	1,216 ㎡	

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (㎡)	占有の期間
対象なし		

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	設定しない
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	設定しない
③ 平面図	設定しない

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

<p>認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合やその他の事由により漁港施設を用いないこととなった場合、漁港管理者と協議の上で対応方針を決定するものとする。</p> <p>原状回復が必要となる場合には、設置した施設を撤去するなどして、速やかに原状を回復しなければならない。</p> <p>なお、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合やその他の事由がある場合を想定し、漁港施設を占有する工作物・施設・設備等の無償譲渡が可能となるよう、漁港施設の占有許可時や貸付契約締結時に、漁港管理者と協議の上でその旨を定めるものとする。</p> <p>また、原状回復に際しては、環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じ、地域の生態系を保護することを遵守しなければならない。</p>
---